

鳥栖市市民活動保険のご案内

自治会、NPO、ボランティア団体など
市民活動団体の皆さんの

市民活動中の事故やケガ を補償します



鳥栖市 市民環境部 市民協働課

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

TEL 0942-85-3576 FAX 0942-83-3310

E-mail : kyoudou@city.tosu.lg.jp

大切なのは事故を防ぐことです。

この制度は、市民の皆さんが安心して市民活動をしていただけるように、
万が一の事故に備えるものです。

一番大切なことは、事故を未然に防ぐことです。

事前に十分な計画・確認を行い、市民活動に取り組みましょう。



鳥栖市 市民活動保険とは・・・

- ☆ 市民活動を安心して行うことができるように、市民活動中の事故やケガなどに対して補償するための保険制度です。
- ☆ 市民活動中にケガをした場合や死亡した場合、人や物に損害を与えた場合などに補償を行うものです。
- ☆ 加入申し込みや登録などの事前手続きは不要です。市が保険料を全額負担して保険会社と契約し運営するものです。

対象となる団体

次のすべての要件を満たす団体

- ① 鳥栖市内に活動拠点を置いている
- ② 5人以上によって構成されている（一部市外居住者も含む）
- ③ 非営利かつ公益的活動を行っている

※ 法人として対象となる団体 ⇒ 特定非営利活動法人及び法人格を有する自治会

※ 対象とならない団体 ⇒ 政治活動、宗教活動または選挙活動を目的とする団体
暴力団等に該当する団体

対象となる活動

「対象となる団体」が行う活動で、次のすべての要件を満たす活動

- ① 公益的活動で計画的・継続的に行われているもの
- ② 無報酬で行われているもの
- ③ 日本国内の活動

※ 具体的には、社会福祉活動、青少年健全育成活動、社会教育活動、環境保全活動及び地域活動 等



補償対象者

▽ 「対象となる団体」の構成員（正会員）

▽ 「対象となる活動」の運営に従事する人（臨時のスタッフ等）

※ 構成員等ではない参加者や見学者等は補償の対象とはなりません。

※ 構成員であっても受益者（お世話される側）に該当する場合は補償の対象とはなりません。

対象とならない活動

- 政治や宗教、営利を目的とするもの
 - 有償で行われるもの（交通費などの実費支給は無報酬とみなす）
 - 自助的な活動や懇親、趣味などを目的としたもの
 - 職場や学校などの行事として行われるもの
 - 危険度の高いもの
（災害救助、野焼き、銃器やチェーンソーを使用するもの、格闘技等のスポーツなど）
- ※詳しくは市にお問い合わせください

補償内容

【**傷害補償**】 市民活動中に発生した急激かつ偶然な事故で、活動者が死亡または負傷した場合に支払われます。

種類	内容	補償金額（上限）
死亡補償	事故の日から180日以内に死亡したとき	500万円
後遺障害補償	事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき	後遺障害の程度により 15万円～500万円
入院補償 （手術補償）	事故の日から180日の間に入院して医師の治療を受けたとき （入院中に手術を受けたとき、ただし1事故につき1回）	1日 3,000円 （手術の程度に応じた定額）
通院補償	事故の日から180日の間に通院して医師の治療を受けたとき ただし、通院日数は、90日を限度	1日 2,000円

※ 細菌性食中毒及びウイルス性食中毒、熱中症危険並びに腸管出血性大腸菌感染症（O-157）危険補償を含みます。

※ 行き、帰りの経路での事故も対象ですが、私用の立ち寄り等合理的な経路でない場合は対象となりません。

※ 次の場合は補償の対象となりません。

- ・活動者の故意、重大な過失、法令違反によるもの
- ・テロ、暴動など社会的騒乱によるもの
- ・喧嘩、自殺行為、犯罪行為によるもの
- ・けい部症候群（むちうち症）や腰痛等で他覚症状のないもの
- ・脳疾患、疾病、心神喪失によるもの
- ・地震や洪水などの天災によるもの
- ・無免許、酒酔い運転によるもの
- など

【**賠償責任補償**】 市民活動中に、第三者の身体・持ち物などへ損害を与え、市民活動団体及び活動者が法律上の賠償責任を負うとき、補償金額の範囲内で支払われます。

種類	内容	補償金額（上限）
身体賠償（対人）	他の人を誤ってけがなどをさせてしまったとき	1人につき6,000万円 1事故につき 3億円
財物賠償（対物）	他の人の持ち物を誤って壊したり、無くしたりしたとき	1事故につき300万円
受託物賠償（対物）	他の人からの預かり品などを壊したり、無くしたりしたとき	1事故・補償期間につき 300万円

※ 細菌性食中毒及びウイルス性食中毒、熱中症危険並びに腸管出血性大腸菌感染症（O-157）危険補償を含みます。

※ 次の場合は補償の対象となりません。

- ・活動者の故意、重大な過失によるもの
- ・テロ、暴動など社会的騒乱によるもの
- ・自動車、原動機付自転車、動物によるもの
- ・行き、帰りの経路でのもの
- ・地震や洪水などの天災によるもの
- ・施設の新築、改築、修理等の工事によるもの
- ・同じ世帯の親族に対するもの
- など

【事故発生時の手続き】



- ◆万一事故が起こったら、後で事故を証明できるように、「**事故発生の時間**」「**場所**」「**状況**」などのほか、次の記録をしておきましょう。
【人にけがをさせてしまった】 けがをされた方の氏名・連絡先
【物を壊してしまった】 所有者の氏名・連絡先、
損害証明のための**現場写真**撮影
- ◆損害責任事故の場合、その場で当事者間での示談は行わず、必ず市担当課を通して保険会社に**事前に相談**してください。相談なく示談したときは、賠償金の一部が補償の対象にならないことがあります。

1 事故発生の連絡（団体代表者→市担当課）

事故が起こったら、それぞれの活動を所管する市の担当課へご連絡ください。
担当課がわからない場合は、市民協働課へご連絡ください。

団体等	担当課	連絡先
ボランティア団体・NPO 自治会、まちづくり推進協議会	市民協働課	0942-85-3576
子どもクラブ	生涯学習課	0942-85-3694
道路里親	維持管理課	0942-85-3598

2 事故発生報告書等の提出（団体代表者→市担当課） *事故発生日から 30 日以内*

連絡後、事故発生日から 30 日以内に次の書類を提出してください。

- 事故発生報告書（様式第 1 号）
- 団体規約、構成員名簿
- 事業計画書・事業報告書（団体の事業内容がわかる書類）
- 実施プログラム・チラシ・活動者名簿（事故発生状況が説明できる資料）

※必要に応じて提出

- 経路図【傷害事故の場合で活動場所への往復時の事故の場合】
- 現場写真【賠償責任事故の場合】
- 修理見積書【賠償責任事故の場合】
- 遅延理由書【提出が遅れた場合】
- その他保険会社が求める書類

3 審査、保険会社への報告（市担当課→保険会社）

※事故の内容を審査した結果、保険が適用されない場合もあります。

4 請求に必要な書類一式が届く（保険会社→被災者・団体）

5 請求に必要な書類の提出（被災者・団体→保険会社） *治療終了後、早めの手続きを*

保険会社から届いた保険金請求書に、保険会社に指示された書類（領収書や医師の診断書など）を添付して保険会社に提出してください。

6 保険金の支払い（保険会社→被災者・団体）

※保険会社からの連絡は、状況により「ニューインディア保険会社」もしくは当保険業務契約者（ニューインディア保険会社取扱代理店）の「株式会社リックサポート」から行います。